

おおいた医療ネットワーク運営協議会入会金等に関する規程

(目的)

第1条 おおいた医療ネットワーク協議会会則第7条並びに第8条の規定に基づき入会金及び利用料並びに賛助会費について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 利用者会員は次の入会金を納入しなければならない。

区 分	入 会 金
(1) 開示施設会員	
おおいた Link 開示施設	基本額 (注1) 250,000 円 + 初期設定費用のうち実費相当額 (注2)
その他開示施設 (注5)	基本額 (注1) 250,000 円 + 初期設定費用のうち実費相当額 (注3)
(2) 閲覧施設会員	50,000 円 (IPsec + IKE 接続) 80,000 円 (IP-VPN 接続) (注4)

注1) 基本額は施設側の管理端末 (1 台)、カードリーダー及び VPN ルータの利用代 (設置・設定費を含む。)、データセンター側のネットワーク設定費等。ただし、管理端末が 2 台以上設置される場合は実費相当額を別途負担する。

注2) おおいた Link 開示施設の実費相当額はゲートウェイサーバ、SS-MIX ストレージ及び ID-Link 接続機器の利用代 (設置・設定費を含む)、VPN 環境構築費等 (配線工事等)、既存システムとの連携費

注3) その他開示施設の実費相当額は、VPN 環境構築等 (配線工事等)、既存システムとの連携費

注4) 閲覧施設会員の入会金はカードリーダーの利用代、おおいたネット接続設定費、データセンター側のネットワーク設定費等、IP-VPN 接続の場合は VPN ルータの利用代 (設置・設定費を含む。) も含む。

注5) その他開示施設には診療所・精神科病院、薬局を含む

(入会金の納期)

第3条 入会金は、利用者会員登録された後、運営協議会の指定する日までに納入しなければならない。

(入会金の返還)

第4条 既納の入会金は返還しない。

(利用料)

第5条 利用者会員は次の利用料を納入しなければならない。

(1) 開示施設会員

施設分類	病 床 数	利 用 料
おおいた Link 開示施設	300 以上～	120,000 円/月
	200～299	80,000 円/月
	100～199	60,000 円/月
	50～99	40,000 円/月
	20～49	30,000 円/月
その他開示施設	300 以上	100,000 円/月
	200～299	60,000 円/月
	100～199	48,000 円/月
	50～99	25,000 円/月
	20～49	15,000 円/月
診療所・精神科病院	—	5,000 円/月
薬局	—	5,000 円/月

※病床数は大分県へ提出している許可病床数（精神病床を除く）で、

1月1日を基準日とし4月1日時点の利用者会員に課すものとする。

※ID-Link の利用料金を負担している施設については、その額を減額する。

(2) 閲覧施設会員

利 用 料	5,000 円/月
-------	-----------

(賛助会費)

第6条 賛助会員は次の賛助会費を納めなければならない。

賛助会費	5,000 円/一口
------	------------

(利用料及び賛助会費の納期)

第7条 利用者会員及び賛助会員は利用料及び賛助会費について運営協議会の定める方法により納入しなければならない。

- 2 利用料はユーザーID 登録した翌月から課すものとし、運営協議会が指定する日までに納入しなければならない
- 3 賛助会費は入会申し込み時に課すものとし、運営協議会が指定する日までに納入しなければならない

(利用料及び賛助会費の返還)

第8条 既納の利用料及び賛助会費は返還しない。ただし、年額を一括納入している場合は退会した日の属する月の翌月からの既納分について返還するものとする。

附則

- 1 この規程は令和4年6月1日より施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、令和5年度末までに加入申し込みをしたものについては入会金を免除する。
- 3 第6条の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度に加入した会員については令和6年度4月より利用料を課すものとする。

附則

- 1 この規程は令和5年6月1日より施行する。
- 2 附則（令和4年6月1日施行）第2項を次のように改める
「2 第2条の規定にかかわらず、令和5年度末までに加入申し込みをしたものについては入会金を免除する。ただし、令和5年度末までにシステム構築が可能なものに限る。なお、管理端末の2台目以降の実費負担については予算の範囲内で協議会が負担できるものとする。」

附則

- 1 この規程は令和6年3月19日より施行する。
- 2 附則（令和5年6月1日施行）第2項を次のように改める。
「2 第2条の規定にかかわらず、令和5年度末までに加入申し込みをしたものについては入会金を免除する。なお、管理端末の2台目以降の実費負担については予算の範囲内で協議会が負担できるものとする。」
- 3 附則（令和4年6月1日施行）第3項を次のように改める。

「3 第7条の規定にかかわらず、令和6年度の利用料については、運営協議会が指定する月より課すものとする。」

- 4 第2条の規定にかかわらず、令和6年度末までに加入申し込みをしたものについては附則（令和5年6月1日）第2項の例により入会金を免除する。この場合「令和5年度末」とあるのを「令和6年度末」と読みかえる。なお、この附則の適用は収入予算の補助金の交付決定がされた場合に限る。